

下松市ものづくり女子支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の基幹産業である製造事業者における女性活躍推進の機運の醸成を図るとともに、ものづくり企業への女性の就業を促進することを目的として行う下松市ものづくり女子支援金（以下「支援金」という。）の交付について、下松市補助金等の交付に関する規則（平成23年下松市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の種類、交付対象者及び交付額）

第2条 支援金の種類、交付対象者及び交付額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 補助金等交付申請書は、規則第4条の規定にかかわらず、下松市ものづくり女子支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）とする。

2 支援金の交付を受けようとする者は、申請書を下松市ものづくり女子表彰要綱（令和6年7月1日制定）の規定による下松市ものづくり女子特別賞を受賞した日の属する年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

（交付に関するその他の手続等）

第4条 支援金の交付に関する実績報告、支援金の額の確定及びその請求に係る手続は、規則第14条の規定により、省略するものとする。
この場合において、支援金の交付は、申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことにより行う。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表（第 2 条関係）

支援金の種類	交付対象者	交付額
下松市ものづくり 女子支援金	下松市ものづくり女子特別賞を受賞した者	1 万円

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

下松市ものづくり女子支援金申請書兼請求書

年 月 日

下松市長 様

申請者 住所

氏名

連絡先

年度下松市ものづくり女子支援金の交付を受けたいので、下松市補助金等の交付に関する規則第 4 条及び下松市ものづくり女子支援金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者

勤務先の事業所の名称				
勤務先の事業所の所在地		〒		
ものづくり関連業務 従事年数		年		
交付申請額		1 0 , 0 0 0 円		
振込先	金融機関	銀行・金庫・農協・漁協		
		本店・支店・本所・支所・出張所		
	口座種別	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			